

(仮称) 赤穂未来創造委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 新たな総合計画を広く市民の参画を得て策定するため、(仮称) 赤穂未来創造委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、現総合計画の進捗状況を踏まえ、今後のまちづくりの目指すべき方向性や新たな総合計画の策定に際し留意すべきことについて検討を行い、市長に提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員22名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、民間関係団体が推薦する者、公募した住民のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、委員の事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(期間)

第4条 委員会の開催期間は、委員会の最初の会議の日から、第2条に定める市長に提言を行うまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により、副会長は、委員のうちから会長が指名して定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開とする。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員会に部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長公室企画広報課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、市長が招集する。